

## 芸術不動産リノベーション助成 交付要綱

制定 平成22年6月1日 第486号（事務局長決裁）  
制定 平成23年6月17日 第117号（事務局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、関内・関外地区の既存の民間建築物を活用し、アーティスト、クリエイター等の活動拠点を整備することにより、地区の活性化を図るとともに、創造的活動に関わる人達が集積しやすい環境をつくり、創造的産業の振興を図ることを目的として、施設改修費用の一部を助成するにあたって必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象区域

別図1に定める関内・関外地区

(2) アーティスト、クリエイター等

法人事業者、個人事業者であって、別表1に定める分野を主たる業務とし、創造的活動を行っているもの

(3) 活動拠点

アーティスト、クリエイター等が活動を行う本社、事務所、スタジオ、アトリエ、研究所、ギャラリースペース、カフェ・ショップスペース、短期型活動スペース等。住居、旅館業法に基づく宿所、倉庫・保管場所、連絡員事務所など、別表に定める分野の業務・活動に直接関係しない部分に係る面積を除く。

### （助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下、助成対象者という。）は、アーティスト、クリエイター等の活動を支援するため、新たに入居者を募集し、新たに改修又は改装工事を行い、建物を賃貸借する法人事業者、又は個人事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 既存の民間建築物を所有している者

(2) 5年以上の建物賃貸借契約又は定期建物賃貸借契約により、既存の民間建築物の全部又は一部を賃借する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成を受けることができない。

(1) 法人市民税・市民税を滞納している者

(2) 当該活動拠点等の整備に当たり、横浜市の他の助成金等の交付を受ける者

(3) 重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をした者又は公序良俗に反するおそれがあると認められる者

3 第1項の助成対象者は、助成対象建築物1棟に対し、1事業者とする。

### （助成対象建築物）

第4条 助成金交付の対象となる建築物は、次の各号に該当する建築物の全部、又は一部とする。

(1) 対象区域に所在していること

(2) 築後概ね20年以上経過し、改修又は改装工事を行うことにより、新たに原則として3者以上のアーティスト、クリエイター等の活動拠点到転用し、活用を図るものであること

(3) 新たに活動拠点到供される部分の面積が、150平方メートル以上であること

2 第1項の助成対象建築物1棟に対し、助成金が交付できる回数は1回とする。

### （助成対象経費）

第5条 助成金交付の対象となる経費は、助成対象建築物で活動拠点整備のために必要な改修又は改装工事費で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 内部改修工事費
  - (2) 空調・衛生設備、電気・通信設備整備費
  - (3) 共用部として利用される屋上部分の整備費
  - (4) 耐震補強工事費、避難施設設置工事費
  - (5) これらの改修工事にかかる工事監理費・設計費
- 2 第1項の工事の実施にあたっては、建築基準法等関係法規に基づき、必要な手続きを行うものとする。
- 3 第1項の工事は、助成金交付年度の間に行われるものとする。

(助成金額)

第6条 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下、財団）理事長（以下、理事長）は、予算の範囲内において助成対象者に対し助成金を交付する。

2 助成金額は、第5条の助成対象経費の2分の1、又は助成対象者がもつぱら活動拠点として整備し利用に供するエリアの面積（平方メートル）（住居その他別表1に定める分野の業務・活動に直接関係しない部分に係る面積を除く。）に30,000円を乗じた額（千円未満は切捨）のうち、いずれか低い方の額以内とし、1,000万円を限度とする。

(審査会の設置)

第7条 助成金交付のための資格要件等を審査するため、芸術不動産リノベーション助成交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団事務局長（以下、事務局長）が定める。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を理事長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 芸術不動産リノベーション助成交付申請書  
（第1号様式）
  - (2) 芸術不動産リノベーション助成事業者概要書  
（第2号様式）
  - (3) 事業計画書（事業目的、事業内容、入居計画、工事概要、資金計画（収支計画）等含む）  
（第3号様式）
  - (4) 収支予算書  
（第4号様式）
  - (5) 登記簿謄本（土地、建物）、サブリースを行う場合5年以上の建物賃貸借契約書（写）又はそれに代わるもの
  - (6) 工事費見積書等（2社以上、数量項目を揃えたもの）
  - (7) 工事前の建物の配置図、平面図、面積表（対象範囲を記入したもの）
  - (8) 工事前の建物写真
  - (9) サブリースの場合は、「建物所有者連帯承諾書」
  - (10) その他理事長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付を申請する者が法人事業者である場合は、前項の書類に加え、次の各号に定める書類を理事長が定める日までに提出しなければならない。
- (1) 定款（写）
  - (2) 履歴事項全部証明書（写）（特定非営利法人の場合、役員名簿等）
  - (3) 決算報告書（過去2箇年分）（特定非営利法人の場合、収支計画書・活動報告書）
  - (4) 法人市民税納税証明書
  - (5) その他理事長が必要と認める書類
- 3 助成金の交付を申請する者が個人事業者である場合は、第1項の書類に加え、次の各号に定める書類を理事長が定める日までに提出しなければならない。
- (1) 確定申告書（写）又は源泉徴収表（過去2箇年分）

- (2) 市民税納税証明書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成対象者の選考)

第9条 理事長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査するため、審査会に付し、選考の適否を決定する。

- 2 審査会は、財団から1名、横浜市から1名、その他から3名以上を理事長が指名する。
- 3 審査会は、互選により会長1名、副会長1名を選任する。
- 4 選考委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 5 選考にあたっては、アーティスト、クリエイター等の支援・育成の視点に基づき、事業の継続性、事業効果などを評価するものとし、審査会の審査要領は事務局長が別に定める。

(助成対象者の認定)

第10条 理事長は、前条の審査により助成対象者が選考された場合には、芸術不動産リノベーション助成選考結果通知書(第5号様式)により交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 選考されなかった場合も、前項の選考結果通知書により、理由を添えて申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第11条 助成対象者は、第10条第1項の選考結果通知書により助成金の交付決定を受けたときは、1か月以内に工事に着手しなければならない。

2 前項により工事に着手した場合には、助成対象者は速やかに工事実施報告書(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成対象の変更等の承認)

第12条 助成対象者が交付決定を受けた申請の内容を変更しようとするときは、速やかに芸術不動産リノベーション助成交付変更申請書(第7号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請について承認するときは、芸術不動産リノベーション助成交付変更承認通知書(第8号様式)により通知するものとする。
- 3 助成対象者は、交付決定を受けた当該事業を中止しようとするときは、芸術不動産リノベーション助成中止届出書(第9号様式)を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により中止届出書を受理し、交付決定を取り消すときは、助成対象者に芸術不動産リノベーション助成交付決定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(完了実績報告書の提出)

第13条 助成対象者は、助成金の交付決定を受けた工事が完了したときは、次の各号に定める書類を理事長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 芸術不動産リノベーション助成完了実績報告書  
(第11号様式)
- (2) 工事契約書(写)、領収書(写)、又はそれに代わるもの
- (3) 収支決算書
- (4) 完成図面(竣工時変更のある場合)
- (5) 完成写真
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第14条 理事長は、前条の規定により完了実績報告書を受理したときは、現場検査を行い、助成金の額を確定し、芸術不動産リノベーション助成金額確定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 理事長は、前条の検査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象者に対し、助成金を取り消し、又は額を修正して決定できる。

(助成金の交付請求)

第 16 条 第 15 条の助成金額確定通知書の送付を受けた助成対象者は、芸術不動産リノベーション助成交付請求書（第 13 号様式）を提出し、理事長に対し助成金を請求することができる。

2 前項による請求は、当該年度内に行わなければならない。

3 理事長は、第 1 項の交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(活動実績報告書の提出)

第 17 条 助成対象者は、助成金の交付を受けた助成対象建築物について、当該交付年度が終了するまでに活動実績報告書（第 14 号様式）を提出し、理事長に報告を行わなければならない。

2 活動実績報告書は、助成金の交付を受けた当該年度から 5 年間提出し、理事長に報告を行わなければならない。

(助成対象者に対する助言)

第 18 条 理事長は、助成対象者に対して、この要綱の目的を達成するために必要な助言をすることができる。

(調査権の留保)

第 19 条 理事長は、必要があると認めるときは、助成金の使途について調査を行うことができる。

2 助成対象者は、理事長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第 20 条 助成対象者は、助成金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(目的外の利用及び財産の処分の制限)

第 21 条 助成対象者は、助成金の交付を受けた後、理事長の書面による同意がなければ、交付対象となった助成対象建築物を申請内容以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、工事完了による供用開始後 5 年を経過した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第 22 条 理事長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 助成金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 第 21 条、第 22 条に違反したとき

(4) その他理事長が不相当と認める事由が生じたとき。

(違約金)

第 23 条 交付対象者は、前条の規定に基づき助成金の返還を求められ、指定された期日までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数について、返還すべき金額に対し年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

(書類の閲覧)

第 24 条 理事長及び交付対象者は、交付対象者に係る芸術不動産リノベーション助成金交付申請書(第 1 号様式)、第 8 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に定める書類、クリエイター等の活動拠点創出のためのリノベーション推進事業助成選考結果通知書(第 3 号様式)、芸術不動産リノベーション助成完了実績報告書(第 11 号様式)、並びに第 14 条第 1 項第 3 号に定める書類の当該書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、個人情報並びに、交付対象者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは閲覧に供しないものとする。

2 前項の閲覧を行う期間は、助成金を交付した日から 2 年間とする。ただし、完了実績報告書(第 11 号様式)、及び第 14 条第 1 項第 3 号に定める書類又はその写しについては、当該書類を理事長に提出した日から 2 年間とする。

3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は、次の表のとおりとする。

	理事長
閲覧場所	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前 11 時 00 分から午後 19 時 00 分まで。 休日および年末年始を除く。

(その他)

第 25 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 23 年 6 月 17 日から施行する。

別表 1

分野	具体的な事業例
映像コンテンツ制作	アニメーション、コンピュータグラフィックス、実写映像、ゲーム、WEB等制作
デザイン制作	ビジュアルデザイン、グラフィックデザイン、建築デザイン、WEBデザイン等制作
芸術活動	美術家、舞台芸術家、音楽家等
ギャラリー	古物営業法施行規則（1）美術品類を扱うギャラリー 但し、インターネット取引を主とした業務の事務所使用のみは不可。
インキュベーター	クリエイター等の創作活動を支援する目的で、アトリエ、スタジオを管理運営する方。
ディレクター	アート NPO

別図 1

